

安心づくり

■現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に生涯にわたって健康で過ごすことが不可欠です。そのためには、心身やその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を享受できるようにしていくことが必要です。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあるため、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意するとともに、女性が安心して安全に子どもを産むことができるよう支援することが必要です。

だれもが地域で安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくためには、積極的に社会に参画する一員として、高齢者や障害者の参画の機会を拡大していくことが必要です。また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できる体制を整備することが必要です。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント^{*26}、ストーカー行為などの件数は、年々増加しています。これらの防止に向けた取組や被害者の精神的負担を軽減するための相談しやすい環境づくりなどに努めることが必要です。

男女共同参画に向けた取組は、国際社会における様々な取組と密接に関係しています。このため、国際交流、国際協力、平和貢献の推進に当たっては、男女共同参画の視点に立って取り組んでいくことが重要です。

■基本となる施策の方向

- 1 生涯を通じた健康と自立の支援
- 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

用語の解説

■*26 セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

特に、雇用の分野においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

■ 基本となる施策の方向

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、男女共同参画の視点に立ち、県民一人ひとりのライフステージに応じた健康対策を推進するとともに、妊娠・出産にかかわる女性の健康支援の充実を図るため「健康ひろしま21」^{*27}を着実に推進します。

具体的施策

- 思春期，妊娠・出産期，成人期，高齢期等各ステージにおいて性別に対応できる医療及び健康づくり対策を行います。 (福祉保健部)
- 女性が，妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう，母性保護と母性健康管理対策を推進します。 (福祉保健部，商工労働部)
- エイズ，性感染症，薬物乱用などの実態を踏まえた対策を推進します。 (福祉保健部)
- ^{*28} 周産期医療体制，不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実を図ります。 (福祉保健部)

<行動目標>

指 標 名	現 況 値	年 度	目 標 値	年 度
小児救急医療体制が確保されている二次保健医療圏域数	6圏域	平成17(2005)	7圏域	平成20(2008)
周産期死亡率(人口千人当たり)	4.4人 (全国9位)	平成16(2004)	全国1位	平成20(2008)

(注) 人口千人当たりの死亡率で、数値の低い方からの順位。

用語の解説

- ***27 健康ひろしま21**
 県民一人ひとりが健康でいきいきと社会の中で暮らし，生涯を通じて社会参加ができる健康長寿の実現をめざし，県民が主体的に取り組む健康づくり運動を総合的に推進するための計画。
 【策定年月】平成14(2002)年3月 【計画期間】平成14(2002)～23(2011)年度
- ***28 周産期**
 妊娠22週から生後1週間未満の期間。

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

豊かで活力ある社会を築くため、高齢者や障害者の社会参画が促進されるよう、男女共同参画の視点に立ち、「ひろしま高齢者プラン（平成18～20年度）」^{*29}、「広島県障害者プラン」^{*30}を着実に推進します。

また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。

具体的施策

- 高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実を図ります。
(福祉保健部，商工労働部)
- 高齢者の生活支援，介護予防，介護のニーズに総合的に対応する体制を整備するとともに，障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう支援します。(福祉保健部，商工労働部)
- 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。(県民生活部)

<行動目標>

指標名	現況値	年度	目標値	年度
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)提供量 ^{*31}	0人	平成17(2005)	2,408人	平成20(2008)
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む)定員数 ^{*32}	2,048人	平成16(2004)	3,976人	平成20(2008)
障害者グループホーム定員数	291人	平成16(2004)	平成18(2006)年度に設定	
消防団員のうち女性の占める割合	1.1%	平成17(2005)	7.8%	平成22(2010)

(注) 障害者自立支援法の施行により、平成18(2006)年10月から新たな事業体系に移行するため、指標名等を変更する予定。

用語の解説

- ***29 ひろしま高齢者プラン（平成18～20年度）**
老人保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉保健サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。
【策定年月】平成18(2006)年3月 【計画期間】平成18(2006)～20(2008)年度
- ***30 広島県障害者プラン**
障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。
【策定年月】平成16(2004)年3月 【計画期間】平成16(2004)～25(2013)年度
- ***31 小規模多機能型居宅介護**
「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービス。
- ***32 認知症対応型共同生活介護**
要介護者のうち軽い認知症である者が、5～9人のグループで共同生活を営み、その住居で入浴、排せつ及び食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を提供するサービス。

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画^{*33}を策定し、関係機関との連携により、総合的に施策を実施します。

具体的施策

- DV防止法^{*34}の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発を行います。
(福祉保健部，警察本部)
- 被害者等が安心して相談できるよう，専門相談員の育成に努めるとともに，相談窓口の拡充，設置場所の情報提供等相談体制の充実を図ります。
(福祉保健部，警察本部)
- 一時保護施設の拡充など，保護体制の充実を図ります。
(福祉保健部)
- 被害者の自立支援体制の充実を図るとともに，関係機関の連携を強化します。
(福祉保健部，警察本部)
- 民間団体との協働事業の実施により，被害者の支援に取り組みます。
(福祉保健部)

用語の解説

- ***33 配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画**
平成18(2006)年度にDV防止法に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する広島県基本計画(仮称)」を策定予定。
- ***34 DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)**
配偶者からの暴力に係る通報，相談，保護，自立支援の体制を整備することにより，配偶者からの暴力を防止し，被害者の保護を図るため，平成13(2001)年に施行。
被害者からの申立てにより，地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。
DV(ドメスティック・バイオレンス)とは，夫やパートナーなどからの身体的，経済的，性的，精神的暴力などをいう。

^{*26}
(2) セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための
取組の推進

学校、職場、地域社会などでだれもが安心して暮らすことができるよう、セクシュアル・ハラ
スメント、性犯罪、売買春など、人権を侵害する様々な暴力の防止に向けた取組を推進します。

具体的施策

- 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会
等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行います。
(総務部、県民生活部、商工労働部、教育委員会)
- ストーカー規制法^{*35}、売春防止法^{*36}等の周知徹底により、男女の人権尊重に向けた啓発を行
います。
(福祉保健部、警察本部)
- 性犯罪、売買春に対する取締強化や防止に向け啓発を行います。
特に、青少年を対象とした啓発活動を重点的に実施します。
(県民生活部、警察本部)
- 男女間におけるあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備を図るとともに、専門
相談員の育成に努めます。
(福祉保健部、警察本部)
- 被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、社会復帰への支援の充実を図ります。
(福祉保健部、警察本部)
- 男女間における暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを推進します。
(警察本部)

用語の解説

- ***26 セクシュアル・ハラスメント**
35ページ参照。
- ***35 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）**
年々増え続けるストーカー行為を処罰し、規制するため、平成12(2000)年に施行。
「つきまとい行為等」についての警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令による規制及び「ス
トーカー行為」や「禁止命令違反」に対する罰則を規定。
また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申出に応じて、警察本部長等が自衛措置の教示等
の援助を行うことも規定している。
- ***36 売春防止法**
売春を助長する行為等を処罰するとともに、売春の防止を図るため、昭和32(1957)年に施行。
都道府県に設置されている婦人相談所は、この法律に基づき、売春を行うおそれのある女子の保護更生のた
め必要な措置を行うこととされている。(本県では、広島子ども家庭センターを売春防止法による婦人相談所
として位置付けている。)

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

(1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

男女共同参画の視点に立って、「ひろしま国際施策推進プラン2010」^{*37}を着実に推進します。

具体的施策

- 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備に努めます。
(総務部，県民生活部)

用語の解説

■ *37 ひろしま国際施策推進プラン2010

本県の国際施策推進の目標，施策展開の基本方向等を明確にするとともに，県民，市町，NPO・NGOなどと連携・協働し，国際施策を総合的・効果的に推進するための中期的な基本指針。

【策定年月】平成18(2006)年3月 【計画期間】平成18(2006)～22(2010)年度

(2) 情報の収集及び提供

国際社会における取組に協調した施策展開を図るための情報収集・情報提供に努めます。

具体的施策

- 男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報を収集し、幅広く提供します。

(県民生活部)